

申入書

令和2年4月17日

佐賀地方検察庁 御中

佐賀県警察本部 御中

佐賀少年刑務所 御中

佐賀県弁護士会 会長 富 永 洋 一

平素より当会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国で新型コロナウイルス感染症が拡大している現状に鑑み、刑事・少年事件の身柄対応に関し、関係各所に対して、以下のとおり申し入れます。

第1 申入れの趣旨

- 1 身体の拘束により被疑者が受ける健康上の不利益が著しく増大している現状に鑑み、逮捕・勾留の必要性をこれまで以上に慎重に吟味し、可能な限り、逮捕・勾留を回避し、既に逮捕・勾留されている被疑者についても身柄拘束の継続につき慎重に吟味して、在宅捜査への切替えを推進すること。
- 2 刑事収容施設・留置施設での感染拡大防止のため、可能な限り1人1部屋で処遇し、施設職員との近接を最小限にし、消毒や換気を徹底し、面会室については通気口をビニールで塞ぐなど、最大限の感染拡大防止策を講じること。
- 3 逮捕・勾留中の被疑者・被告人に新型コロナウイルス感染が疑われる症状（発熱・咳・味覚異常等）を把握した場合には、速やかに医療機関で受診させ、必要に応じて勾留の執行を停止して入院させる等、人命の救助と感染拡大防止のための最大限の措置を講じるとともに、弁護士等に対しても速やかに必要な情報を提供すること。
- 4 逮捕・勾留中の被疑者・被告人からの弁護士や親族等の外部への信書の発信及び物品等の宅下げに際しては、可能な限り、除菌・消毒等の措置を実施する

こと。

- 5 勾留中の被疑者・被告人との一般面会につき，面会室における飛沫感染防止等の措置を講じることなく，一律に制限することのないよう留意すること。

第2 申入れの理由

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには，密閉，密集，密接のいわゆる「三密」の状態が生じることを避けるとともに，換気や手指の消毒，マスク着用等により，新型コロナウイルス感染者からの飛沫感染を防止することが重要とされています。

しかしながら，刑事収容施設及び留置施設においては，その特性上「三密」の状態を完全に排斥することができません。また，面会室は集団こそないものの，被疑者・被告人と弁護人が密閉空間で近接して接見を行うこととなります。

そのため，刑事収容施設ないし留置施設内で新型コロナウイルス感染が発生した場合には，施設内でのクラスター感染の危険が極めて高いことはもとより，面会した弁護人等や第三者に対しても感染させる危険性は否定できません。

- 2 そこで，まずは刑事収容施設及び留置施設内での「三密」の状態を可能な限りなくすべく，逮捕・勾留を可能な限り回避することが求められます。

一部報道では，警視庁において捜査を急がない事件については逮捕を控える方針を採っているようであり，県内においても必要な対応を推進していただきたいと考えます。

- 3 新型コロナウイルスの主要な感染経路は飛沫感染であるところ，面会室内における新型コロナウイルスの感染を防止するために，面会者側と被収容者側の通気口を塞ぎ，飛沫の伝播・拡散を防止することが重要です。

このような措置が採られない場合，被疑者・被告人や弁護人等において感染を恐れて接見を忌避するような事態が生じかねず，被疑者・被告人が新型コロナウイルスに感染した場合，弁護人等が「濃厚接触者」と指定されて弁護活動

その他業務の休止を余儀なくされる危険性もあります。

そこで、刑事収容施設及び留置施設の面会室における感染拡大を防止するために必要な措置を速やかに講じるよう求めます。

新型コロナウイルスの感染が拡大している現状において、被疑者・被告人から発信される信書や宅下げ物品等を通じて感染が拡大する危険性があることは、大分市の医療機関における事例等、各地のクラスター感染の例からも危惧されます。

そこで、信書の発信や物品等の宅下げに際しても、可能な限り、必要な消毒等の措置を講じることを求めます。

- 4 被疑者・被告人に新型コロナウイルス感染の疑いがある場合に必要な検査や医療措置を講じることは当然ですが、この点につき改めて徹底されるよう申し入れるとともに、感染拡大を防止するために必要な情報を速やかに弁護人に提供することを求めます。
- 5 一部地域では、被疑者・被告人との一般面会を一律に制限する運用が採られている地域もあります。

しかし、無罪推定の及ぶ被疑者・被告人が弁護人以外と面会する外部交通権は人格権（憲法13条）に基づくものとして保障されるものであり、既に述べたように、面会室における飛沫感染を防止するための必要な措置を講ずることにより、面会を通じて施設内部と外部との相互の感染を防止することが可能であり、他に選択し得る感染防止措置を講じることもなく、これを一律に制限することは不当な人権侵害となると思料します。

- 6 よって、本申入れ及ぶ次第であり、速やかに適切な対応策を講じることを求めます。

以 上